

I 岐阜県岩石採取計画認可申請要領

第1（認可の申請）

- 1 採石法（以下「法」という。）第33条の3第1項の規定により、法第33条の認可を受けようとする者は、採取を行うとする日の60日前までに採取計画認可申請書（別記様式第1号）及び別表1に掲げる書類を添付し提出するものとする。この場合において、当該認可が岩石採取計画審査基準（2）アの（エ）又は（オ）に係る認可であるときは、別表1に掲げる書類のほか、別表1-1に掲げる書類も添付し提出するものとする。
- 2 法第33条の5第1項の規定により、法第33条の認可を受けた採取計画の変更の認可を受けようとする者は、変更を必要とする30日前までに採取計画変更認可申請書（別記様式第2号）に変更の内容を明らかにした書面及び別表2に掲げる書類を添付し提出するものとする。この場合において、当該認可が岩石採取計画審査基準（2）アの（エ）又は（オ）に係る認可であるときは、別表2に掲げる書類のほか、別表2-1に掲げる書類も添付し提出するものとする。

第2（災害防止措置等に係る保証）

- 1 第1・1及び2の申請書を提出しようとする者は、不慮の事故等により災害防止措置及び緑化工事（以下「災害防止措置等」という。）が実施できなくなった場合の担保として、自己の責において当該災害防止措置等が第三者において履行される旨の保証を受けるものとする。
 - (1) 採石業者で構成される法人格を有する団体で別表3に定めるもの（以下「指定法人」という。）の保証
 - (2) 現に知事の岩石採取計画認可を受けている同業者又は建設業法に規定する土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格審査の総合点数が750点以上の建設業者で保証能力のあると認められるもの2人の連帯保証
- 2 前項に規定する保証は次の各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 公社又は公団が採取計画認可を受けて行う岩石採取行為
 - (2) 国・地方公共団体及び前号の公社・公団が採取跡地の利用計画を確立している場合であって、これらの団体から採石業者が請け負って行う岩石採取行為
- 3 第1項の規定は、次の各号に該当する場合は、適用しない。
 - (1) 公社又は公団が採取計画認可を受けて行う岩石採取行為
 - (2) 国・地方公共団体及び前号の公社・公団が採取跡地の利用計画を確立している場合であって、これらの団体から採石業者が請け負って行う岩石採取行為

第3（隣地土地所有者及び利害関係者との協議）

申請者は、岩石採取事業により直接的に影響を受ける可能性の高い申請区域と直接に隣接する土地所有者及びその他直接影響を受ける関係者と、採取計画について事前に協議を行うものとする。

第3の2（地域住民等への周知）

申請者は、岩石採取事業が、周辺地域の住民生活に及ぼす影響が大きいことから、採取計画の概要について事前に地域の住民等に周知し、地域住民の不安を取り除くこと及び、周辺地域の住民生活に及ぼす影響の排除に努めるものとする。

第4（申請書の提出部数及び提出先）

この要領により知事に提出すべき書類は、正本1通及び当該採石場が所在する市町村の数に3を加えた副本（環境、文化財、交通関係）とし、当該場所を管轄する岐阜地域産業労働室長又は県事務所長へ提出するものとする。

附 則

本要領は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

- 1 本要領は、昭和59年5月15日から適用する。
- 2 第2による規定は、当分の間、碎石業を行うもののみに適用する。

附 則

本要領は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成10年10月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成16年 4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成17年 3月7日から適用する。

附 則

本要領は、平成18年 4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成18年 7月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成23年 4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成25年 4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成27年 4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成31年 4月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和3年 4月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和6年 4月1日から適用する。

(別表1)

添付書類

No.	内容	記載すべき事項	標準縮尺	備考
1	採石業者登録済通知書の写し		_____	
2	土地登記事項証明書		_____	申請書提出前3ヶ月以内のものであること 登記情報提供サービス可
3	岩石を採取する権原を有することを示す書面		_____	土地所有者(自己所有地を除く)との契約書又は同意書 同意書等には、同意年月日、同意先地番、同意期間を明示すること
4	国道または県道等に至るまでに私道を通行する場合の、当該道路を通行する権原を有することを証する書面		_____	書面には、同意年月日、同意先地番、同意期間を明示すること
5	隣接土地所有者の同意書		_____	同意書には、同意年月日、同意先地番、同意期間を明示すること
6	地元自治会等の同意書		_____	"
7	排水同意書		_____	排水先水路管理者等の同意書 同意書には、同意年月日、同意先地番、同意期間を明示すること
8	採石業務管理者の監督計画		_____	(別記様式第3号)
9	採石業務管理者試験合格証の写し		_____	
10	他の行政庁の許認可関係を証する書面及び一覧		_____	土地開発事前(変更)協議結果通知書等一覧については、(別記様式第4号)
11	岩石の搬出の方法及び岩石の搬出の経路		_____	(別記様式第5号) 岩石採取場から国道または県道等に至るまでの岩石の搬出の経路を記載した書面については、添付箇欄が必須
12	現況写真		_____	全影及び部分影(主要施設)とする (区域を朱書きすること)
13	資金計画書	採取跡における災害の防止のために必要な資金計画	_____	(別記様式第6号)
14	保証書		_____	当分の間碎石業を行うもののみ (別記様式第7号)
15	誓約書		_____	(別記様式第8号)
16	公害発生施設と防止方法		_____	(別記様式第9号)
17	降雨水等流量計算書		_____	
18	土石量計算書		_____	
19	廃土又は廃石、脱水ケーキの発生量の計算書		_____	廃土、廃石、脱水ケーキをたい積する場合
20	埋立容量についての説明書		_____	"
21	工程表	認可期間中における排水、土砂流出防止、外柵等の防災施設の設置、沈砂池等のしゅんせつ及び緑化工事	_____	

添付図面

No.	内容	記載すべき事項	標準縮尺	備考
1	位置図	① 採取場の位置 ② 搬出経路	1 50,000	
2	公図の写し	① 土地の地番 (隣地含む) ② 所有者氏名 (隣地含む) ③ 申請区域 (境界着色) ④ 赤道、青道 (着色) ⑤ 複写場所、複写年月日		採取場の区域及び隣接土地を含めたもの 申請書提出前3ヶ月以内に複写したもので あること 登記情報提供サービス可
3	周辺状況図	①申請区域 ②採掘箇所 ③破碎選別工場 ④たい積場 ⑤沈澱池 ⑥搬出経路 ⑦公共施設建物等	1 3,000~5,000	1 採取場の周辺300m以内の状況を明示 すること。なお、採取場を中心として 半径100m、200m、300mの円を描くこと
4	現況平面図	①申請区域 ②法令等による規制区域 (砂防指定地、保安林等) ③添付写真の撮影位置及び方向 ④等高線	1 500 ~1,000	
5	採取計画平面図	①申請区域 ②保全区域 ③法令等による規制区域 ④防災施設 (沈砂池、排水施設、落石防護柵、有刺鉄線柵、出入口柵等) ⑤場内運搬路 (重機道) ⑥採掘箇所 (年期別) ⑦破碎選別工場 ⑧たい積場 ⑨掘進方向 ⑩縦横断測点、測線 ⑪法33条の15標識	1 500 ~1,000	
6	緑化計画平面図	①申請区域 ②保全区域 ③緑化計画 ④防災施設	1 500 ~1,000	1 認可申請期間後 (2~3年) 及び事業 終了後の計画とすること
7	実測横断図	①申請区域 ②保全区域 ③現況地盤面 ④計画地盤面 (年期別) ⑤切土、盛土高		縦横断線の間隔は50m以内とすること。また、地形の変化点は必ず記載のこと。坑内堀りの場合は、天盤の有効厚さ及び採掘方法について明示すること。
8	実測縦断図	No.7と同じ		

No.	内容	記載すべき事項	標準縮尺	備 考
9	面積求積図			
10	規格図	採取 ①ベンチの高さ ②小段の巾 ③法面勾配 ④採掘順序（ブロック毎に番号を付すこと）		
11		発破 せん孔の長さ、径、方向		
12		残壁 (緑化) ①ベンチの高さ ②小段の巾 ③法面勾配 ④緑化方法 ⑤保全区域		
13		防災 (構造) 防災施設（沈砂池、排水施設、有刺鉄線柵、出入口柵等）の種類及び構造		
14	破碎選別系統図 及び機械配置図			
15	汚水処理施設の 設計書及び図面			
16	汚水処理系統図			
17	集水区域図	①集水区域 ②申請区域		
18	地質図		1 1 500 ~ 1,000	
19	土留施設の設計 書及び図面			廃土、廃石、脱水ケーキをたい積する場合
20	たい積方法の設 計書及び図面			〃
21	たい積場内へ流 水するおそれの ある水の排除施 設の設計書及び 図面			〃
22	垂直残柱の強度 計算に関する書 面及び図面			坑内堀り（中段採掘法）の場合
23	試錐柱状図等			坑内堀りの場合

(注) 縮尺は標準的なものであるので、他法令（森林法、都市計画法等）の許認可申請に使用した図面であって、著しく相違していないものは、使用してもよい。

別表1-1

添付書類

No.	内 容	記載すべき事項	備 考
1	法人税基本通達2-2-4に係る埋め戻し費用を未払金に計上したことを確認できる書面	* 税務署の証明又はその他未払金計上が確認できるもの	
	災害防止措置等の保証書	* 別記様式第7号	別表1において添付済みの場合は不要
2	採石業務管理者手帳の写し		
3	認可書の写し		当初の場合は前回及び前前回の認可書の写しを添付する
4	採石業務管理者の所属状況等報告書	* 別記様式第10号	岩石採取計画審査基準(2)アの(エ)に係る場合は不要

別表2

添付書類

No.	内 容	記載すべき事項	備 考
1	他の行政庁の許認可関係を証する書面		
2	採石法第33条による認可書の写し		
3	災害防止措置等の保証書	保証書(別記様式第7号)	当分の間碎石業を行うもののみ

別表2-1

添付書類

No.	内 容	記載すべき事項	備 考
1	法人税基本通達2-2-4に係る埋め戻し費用を未払金に計上したことを確認できる書面	* 税務署の証明又はその他未払金計上が確認できるもの	
	災害防止措置等の保証書	* 別記様式第7号	別表2において添付済みの場合は不要

別表3

指 定 法 人
岐 阜 県 碎 石 工 業 組 合

岩石採取認可申請書の添付書類、図面

添付書類	岐阜地域産業労働 県事務所	市町村	文化財	環境関係	交通関係	備 考
申請書	正本	副本	副本	副本	副本	
位置図	○	○	○	○	○	
公図の写し	○	○	○	○	○	
周辺状況図	○	○	○	○	○(搬出経路)	
現況平面図	○	○	○	○	○	
採取計画平面図	○	○		○	○	
緑化計画平面図	○	○				
実測横断図・実測縦断図	○	○				
面積求積図	○	○				
規格図(採取、登記、残壁、防火)	○	○				
機械運搬系統図・機械配置図	○	○		○		
汚水処理施設設計書及び図面	○	○		○		
汚水処理系統図	○	○		○		
公害発生施設と防止方法	○	○		○		別紙様式第9号
集水域図	○	○				
地質図	○	○				
採石業者登録通知書の写し	写し	写し				
土地記事題明書	正本	写し				
権原を有することを証する書面	写し	写し				
利害関係者の同意書等	写し	写し				
採石業務管理者の監督計画	○	○				別紙様式第3号
採石業務管理者資格証の写し	写し	写し				
他法令の認可関係事項一覧	○	○		○		別紙様式第4号
他法令許認可等関係書面	○	○		○(公害関係)		申請書の写しの場合は受領印のあるもの
現況写真	○	○	○	○		
岩石の搬出の方法及び岩石の搬出の経路	○	○			○	別紙様式第5号
資金計画書	○	○				別紙様式第6号
保証書	正本	写し				別紙様式第7号
誓約書	正本	写し				別紙様式第8号
降雨等流量計算書	○	○				
土石量計算書	○	○				
工程表	○	○				
廃土、廃石、脱ケキ発生量計算書	○	○				
土留施設の設計書及び図面	○	○				
たい積方法の設計書及び図面	○	○				
たい積場の水排水施設設計書、図面	○	○				
埋立容量説明書	○	○				
垂直搬出の強度計算書及び図面	○	○				
試錐柱状図	○	○				

※ 変更認可申請にかかる副本については、当該変更の内容により照会が必要となる課の分の提出を要する。

(例) プラントの変更、排水の変更 → 環境関係
搬出経路の変更 → 交通関係